

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 番 号	京第 22 号
登録教習機関の名称	海上自衛隊第 4 術科学校
登録教習機関の住所	京都府舞鶴市字余部下 1190 番地
事 務 所 の 名 称	海上自衛隊第 4 術科学校
事 務 所 の 所 在 地	京都府舞鶴市字余部下 1190 番地
変 更 す る 年 月 日	令和 7 年 12 月 16 日
変 更 事 項	代表者（下記のとおり）

変更前	学校長 松浦 正裕
変更後	学校長 貴田 幸典

令和 7 年 12 月 11 日

京 都 労 働 局 長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。